

豊中市木造住宅耐震 設計 補助制度のご案内

豊中市では災害に強いまちづくりを目的として、木造住宅の耐震改修を促進するため、耐震設計費用の一部を補助する制度を設けています。

ご利用の場合は、着手（契約）する前に市に申込が必要です。

（耐震改修と同時に申し込むこともできます。）

▼ 補助対象建築物

以下をすべて満たすもの。

- ① 豊中市内の民間建築物のうち、原則として建築基準法の規定に適合するもので、昭和56年（1981年）5月31日以前に建築基準法第6条第1項の規定による確認を受けて建築されたもの（増築されている場合は、増築面積が昭和56年5月以前の延べ面積の1/2未満であること。）

※建築基準法に抵触している物件は、補助制度の対象外となる場合があります。

- ② 木造の住宅（混構造は対象外）
- ③ 平成24年度（2012年度）以降の耐震診断の結果、構造耐震指標を示す数値が1.0未満
- ④ 地階を除く階数が2以下
- ⑤ 1,000㎡未満
- ⑥ 現に居住しているもの又はこれから居住するもの
- ⑦ 一戸建て住宅、店舗等併用住宅（延べ面積の1/2以上が住宅）、長屋住宅、共同住宅
- ⑧ 賃貸物件でない

▼ 補助対象者

建築物の所有者（法人を除く）。

ただし、所有者全員の直近の所得合計が1,200万円を超える場合は補助の対象外

所有者が複数の場合、共同住宅・長屋等所有者が複数いる場合は、実施してよい旨の全員の同意が必要。

▼ 補助対象耐震改修計画

木造住宅の耐震改修の計画が、次のいずれかに該当するもの

- ア. 耐震診断結果の数値が1.0未満の場合、耐震改修工事後の当該数値を、1.0以上まで高めるための計画
- イ. 耐震診断結果の数値が0.7未満の場合、耐震改修工事後の当該数値が0.7以上、又は、2階建て住宅の1階部分の数値が1.0以上となる計画
- ウ. 限界耐力計算を用いた耐震診断の結果、最大応答変形角が1/15を超える木造住宅は最大応答変形角が1/15以下とするための計画

▼ 補助内容

同じ住宅に対し、交付は1回のみ。

①②で低い方の額となります。

① 100,000円

② 【耐震設計（耐震改修計画の作成）に要した費用】×7/10

※上記により算出した補助額に1,000円未満の端数がある場合は、これを切り捨てます

▼ お問い合わせ先 豊中市 都市計画推進部 建築審査課（TEL 06-6858-2417）